

各 位



平成 30 年 11 月 14 日

会社名：スターティアホールディングス株式会社

代表者名：代表取締役社長 兼 最高経営責任者 本郷 秀之

(コード番号 3393 東証第一部)

問合せ先：取締役 兼 執行役員 管理本部長 植松 崇夫

(TEL：03-5339-2109)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成30年11月14日開催の取締役会において、会社法第459条第1項による定款の定めに基づき、下記のとおり自己株式取得に係る事項について決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 400,000株 (上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 3.9%)
- (3) 株式の取得価額の総額 200,000,000円 (上限)
- (4) 取 得 期 間 平成30年11月15日～平成31年11月14日
- (5) 取 得 方 法 東京証券取引所における市場買付及び東京証券取引所の
自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付け

(ご参考) 平成30年9月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く) 10,240,364株

自己株式数 36株

以上